

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)
(當日が休日になるとと
る場合)

鳥取県規則第十五号

鳥取県官ろうあ児施設規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 鳥取県官ろうあ児施設規則(昭和二十四年八月鳥取県規則第八十一
号)

二 鳥取県精神薄弱児施設規則(昭和二十四年八月鳥取県規則第八十二
号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

昭和三年一月鳥取県訓令甲第一号を廃止する訓令を次のように定める。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 二 朗

昭和三年一月鳥取県訓令甲第一号を廃止する訓令

昭和三年一月鳥取県訓令甲第一号(恩給金額分担及国庫納金收入等取扱
規則ニ依ル国庫納金ニ関スル件)は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十五年三月二十四日から施行する。

規 則

土地改良事業計画の適否の決定
道路の位置の指定

規 則

土地改良事業計画の適否の決定
道路の位置の指定

規 則

土地改良事業計画の適否の決定
道路の位置の指定

鳥取県知事

石

破

二

朗

告 示

鳥取県官ろうあ児施設規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事

石

破

二

朗

鳥取県告示第百九十三号

昭和四十四年七月二十四日付けで東伯郡羽合町大字上浅津二百八十三ノ一番地梅田利康ほか九人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年三月二十四日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十五号

昭和四十四年十二月二十日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良（福井、桂見地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和四十四年十一月二十六日付けで鳥取市滝山六百一一番地佐藤喜定ほか九人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十六号

昭和四十四年十月十八日付けで青谷町長から申請のあつた土地改良(井手地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十七号

昭和四十四年十二月二十日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良(北村、瀬地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年三月二十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十八号

昭和四十四年十二月六日付けで岩美町長から申請のあつた土地改良(相山地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和四十五年三月二十五日から三十日間

三、縦覧に供する場所

岩美町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年三月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
澤田茂	鳥取市瓦町一六	鳥取市浜坂字下河原ノ二 七六六ノ三の一部

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市丸山町二七七ノ一	鳥取市丸山町二七七ノ一	幅員 五〇〇メートル
三丁目一〇二	二七七ノ一地先農道	延長 八三・三〇メートル

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
田中不動産	二七七ノ一地先水路	幅員 五〇〇メートル
代表取締役		延長 八三・三〇メートル
田中宣三		

鳥取県告示第二百号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年三月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年三月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
澤田茂	鳥取市瓦町一六	鳥取市浜坂字下河原ノ二 七六六ノ三の一部
	"	七六六ノ四の一部

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
澤田茂	鳥取市瓦町一六	鳥取市浜坂字下河原ノ二 七六六ノ三の一部
	"	七六六ノ四の一部